

一管区水路通報第8号

令和4年2月25日

第一管区海上保安本部

第70項	北海道南岸	恵山岬東南東方	射撃訓練
第71項	北海道南岸	十勝港北東方	ロケット打上げ
第72項	北海道南岸	釧路港	土砂投入作業等 (期間変更)
第73項	北海道南岸	釧路港南方	救難訓練
第74項	北海道南岸	落石岬南東方	射撃訓練
第75項	北海道西岸	稚内港及び付近	えい航訓練等
第76項	北海道西岸	小樽港	防波堤一部倒壊
第77項	北海道西岸	弁慶岬南西方	灯台光達距離変更 (予告)

お知らせ

- 「海水情報センター」について
第一管区海上保安本部は船舶等の海難を防止するために「海水情報センター」を開所しております。
海水情報は以下Webページにより入手できます。

第一管区海上保安本部 海水情報センターのWebページ

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



※水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

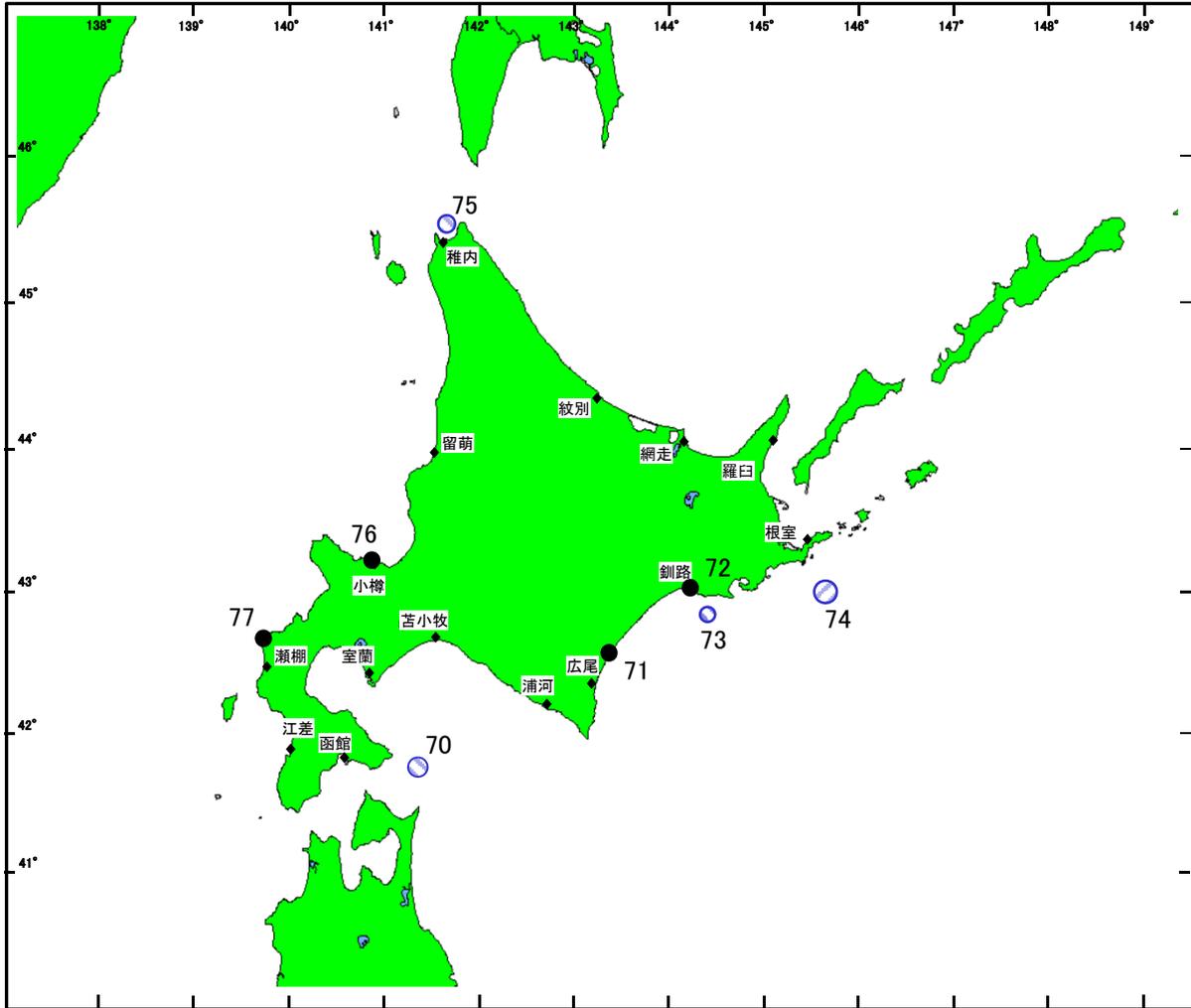
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図

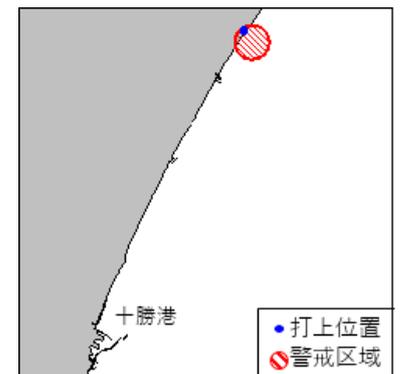


※概略の位置又は区域を●印又は⊙で示す。数字は項数。

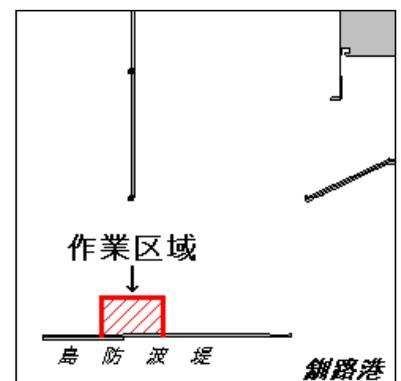
4年70項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。
 期 間 令和4年3月8日（予備日 10日、11日、14日）0900～1700
 区 域 41-43.0N 141-29.4E
 を中心とする半径5海里の円内海域
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗掲揚
 海 図 W10-JP10
 出 所 函館海上保安部



4年71項 北海道南岸 — 十勝港北東方 ロケット打上げ
 下記区域で、ロケット(全長約2m、重量約11kg)の打上げが実施される。
 期 間 令和4年3月12日（予備日 13日、14日、15日）0700～日没
 区 域 1 打上げ位置
 42-30.3N 143-27.4E
 2 警戒区域
 下記地点を中心とする半径1.25kmの範囲により囲まれる区域
 42-29-50.3N 143-27-49.4E
 備 考 打上げられたロケットは、警戒区域内に落下予定
 警戒船配備
 海 図 W1032-JP1032
 出 所 広尾海上保安署



4年72項 北海道南岸 — 釧路港、外港 土砂投入作業等（期間変更）
 一管区水路通報3年40号590項削除
 下記区域で、起重機船及び潜水士によるブロック、土砂及び捨石投入作業が実施されている。
 期 間 令和3年4月2日～令和4年6月10日 0700～1700
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 42-58-48N 144-17-41E (岸線上)
 (2) 42-58-57N 144-17-41E
 (3) 42-58-57N 144-17-59E
 (4) 42-58-48N 144-17-59E (岸線上)
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W31-JP31
 出 所 釧路港長



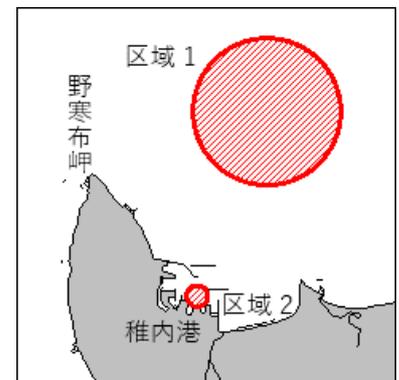
4年73項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練
 下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。
 期 間 令和4年3月1日～31日 日出～日没
 区 域 42-43.4N 144-22.4E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下
 海 図 W26
 出 所 釧路航空基地



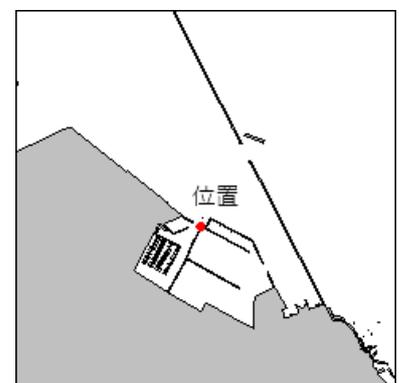
4年74項 北海道南岸 — 落石岬南東方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。
 期 間 令和4年3月11日(予備日 18日) 1000～1500
 区 域 42-57.5N 145-43.5E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚
 海 図 W25
 出 所 根室海上保安部



4年75項 北海道西岸 — 稚内港、及び付近 えい航訓練等
 下記区域で、巡視船艇によるえい航訓練及び消火訓練が実施される。
 期 間 令和4年2月28日 区域1 1430～1830、区域2 1700～1830
 区 域 1 45-28-16N 141-43-47E
 を中心とする半径1.5海里の円内
 2 45-24-30N 141-41-46E
 を中心とする半径400mの円内
 備 考 国際信号旗「UY」旗掲揚
 海 図 W1041
 出 所 稚内海上保安部



4年76項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 防波堤一部倒壊
 下記位置で、防波堤が一部倒壊している。
 位 置 下記地点付近
 43-11-12.7N 141-01-37.5E
 海 図 W5-JP5
 出 所 小樽海上保安部



4年77項 北海道西岸 — 弁慶岬南西方、木巻岬 灯台光達距離変更（予告）

木巻岬灯台は、下記のとおり光達距離が変更される。

変更予定日 令和4年3月中旬

位置 42-41.3N 139-55.5E

光達距離 (変更前) 14海里

(変更後) 12.5海里

海図 W11-JP11-W43

参照書誌 411 0602番

出所 第一管区海上保安本部交通部

